

令和５年度兵庫県認証食品消費喚起対策事業（認証食品ストリート事業）委託に係る質問回答書

番号	仕様書 該当番号	質 問 内 容	回 答 内 容
1	4 (3) ア	候補となる店舗を協議会からご紹介いただき、書面で募集というフローの想定でお間違いないでしょうか？	協議会より受託者へ、参加店候補となる兵庫県認証食品登録飲食店（以下「登録飲食店」という。）情報を提供します。募集方法については、受託者から各店舗への募集案内郵送を想定していますが、募集開始前に協議会と協議を行ってください。
2		書面またはプレゼンテーションによる審査とございますが、どちらになるかいつ頃お分かりになりますでしょうか？	応募書類提出期限後に通知します。
3		令和4年度に実施をした「認証食品消費喚起対策事業」について具体的にどのような施策を行ったのか、また、その結果、新たに課題として認識された事案があればお教えてください。	令和４年度実施内容については下記HPを確認ください。 https://hyogo-umashi.com/ec-bookmark/columns/columns-11163/ また、従来 of 事業では、対象地域を「地区又は通り等」と規定していたため、PR範囲が限定的でしたが、今事業については、対象地域を拡大し、より広範囲における認証食品及び登録飲食店のPR機会を確保したいと考えています。
4		当事業は今後継続的に実施をしていく予定でしょうか？	現時点において、次年度以降の協議会事業は全て未定です。
5		当事業のSNSアカウントはお持ちでしょうか？	本事業のSNSアカウントは所有していませんが、認証食品については、Instagram、Facebook、LINE@のアカウントを所有しています。
6		登記簿謄本、納税証明については原本の提出でしょうか？それとも写しの提出でも構わないでしょうか？	提出書類は全てメールによるデータ提出のため原本は不要です。発行から３ヶ月以内のものをPDF等で送信ください。
7		募集要項に提出書類の部数に関する記載がなかったのですが、全て1部ずつという認識でかまわないでしょうか？	提出書類は全てメールによるデータ提出のため、部数は関係ありません。